

# 令和6年度 歳末たすけあい配分金事業 地域助けあい・支えあい事業 募集要項 【事業実施期間：令和6年8月～令和7年3月】

## 1 目的

地域住民同士の助けあい、支え合いの活動が市内の町内会で広がりを見せています。地域福祉の推進を目的とした自主的な活動の推進を図ることを目指し活動している町内会に対し、その活動の立ち上げ等に係る活動経費を助成することで、活動を支援します。

## 2 助成対象団体

柏崎市内の町内会

## 3 助成対象事業

地域での助けあい・支えあい活動の立ち上げや、活動の推進に必要な費用の助成

【対象経費】消耗品（事務用品ほか活動に必要なもの）、保険料（ボランティア保険等）、会議費（お茶、茶菓子代）、燃料費、会場使用料、印刷費用（紙代、プリンターインク代）等

## 4 助成対象外事業

次に掲げるものは、助成の対象としません。

- (1) 介護保険事業、営利活動、政治活動、宗教活動
- (2) 公的な補助金又は本助成以外からの助成を受けている事業
- (3) 団体の運営費（人件費及び家賃、光熱費、通信費も含む。）
- (4) その他助成審査委員会において不適切と認められる事業及び経費

## 5 助成対象外経費

- (1) 備品購入に係る経費
- (2) 本事業と関連性のない団体の運営費（家賃、光熱費、通信費など）
- (3) 人件費（ただし、事業実施に伴うガソリン代等の費用弁償は除きます。）
- (4) アルコール飲料の購入に係る経費

## 6 助成基準

### (1) 助成額

1事業50,000円を上限とします。

### (2) 助成率

総事業費の9割以内で、総事業費の1割以上の自己負担を必要とします。

## 7 助成の審査

柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定の上、申請団体へ通知します。

なお、複数の団体から申請が重なった場合、過去の助成交付年数を審査基準とし、新規申請団体を優先します。

※ 審査の過程及び内容についての問合せには応じられません。

## 8 助成の審査

柏崎市共同募金委員会助成審査委員会において申請内容の審査を行い、同会の運営委員会にて助成の可否及び助成金額を決定の上、申請団体へ通知します。なお、複数の団体から申請が重なった場合、過去の助成交付年数を審査基準とし、新規申請団体を優先します。

※ 助成金額については、申請状況等により助成上限額を下回ることがあることをご承知おきください。審査の過程及び内容についての問い合わせには応じられません。

## 9 応募方法及び助成内定時期

### (1) 応募方法

「助成申請書」に所定の必要書類を添付し、柏崎市共同募金委員会へ提出してください。

### (2) 申請締切

(助成審査会開催時期に併せて、2回の締切を設けます。いずれも交付条件は同じです。)

**第1期** 令和6年8月19日(月)必着 **第2期** 令和6年11月11日(月)必着

### (3) 助成決定

当会助成審査委員会で申請内容について審査し、以下の日程で内定額を通知します。

**第1期** 令和6年9月に文書で通知 **第2期** 令和6年12月に文書で通知

### (4) 助成金の交付

団体が指定する口座に助成金を振り込みます。

**第1期** 令和6年10月を予定 **第2期** 令和7年1月を予定

## 10 助成対象団体の責務

(1) 助成交付を受けた団体は、事業の実施に当たり、「赤い羽根共同募金」の助成を受けて事業を実施することを、広く市民に明示しなければなりません。

(2) 助成交付を受けた団体は、共同募金運動の趣旨に賛同し、共同募金運動に積極的に参画・推進しなければなりません。

(3) 当該年度の3月31日までに、必要書類を添えて柏崎市共同募金委員会まで「事業完了報告書」を提出しなければなりません。報告がない場合は次年度以降の助成事業の申請を受け付けません。

## 11 問合せ先

柏崎市共同募金委員会 〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 TEL22-1411